

学 則

1 開講の目的	高齢者・障害者・障害児の多様化するニーズに対応した介護サービスを提供するため、知識・技術を有する介護職員の養成を行なうものであります。
2 研修名称・課程	かくれんぼ介護職員養成講座（初任者研修課程）委託訓練
3 実施場所	実施場所 施設名：かくれんぼ介護職員養成教室 住 所：名古屋市中村区名駅南1-23-17 笹島ビル7階 (令和3年4月末まで) 住 所：名古屋市北区金城町4丁目35番1号 (令和3年5月1日より)
4 研修期間	コースにより異なる
5 カリキュラム及び使用する教材	(1) カリキュラム：入校時に別紙「カリキュラム」を提示 (2) 教 材：「介護職員初任者研修課程 テキスト」 (全3巻)
6 講師氏名及び職名	入校時に別紙「講師一覧」を提示
7 研修修了の認定方法及び免除科目	(1) 修了認定 全ての講義・演習・実習のそれぞれの所定時間すべてに出席し、次の評価項目において評価基準を満たした者を修了とみなし、修了証明書を交付します。 ① 評価項目 ・「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」 (介護に必要な基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況) ・筆記試験による修了評価 ② 評価基準 A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満と評価し、C以上で評価基準を満たしたものとして認定する。 なお、認定基準を満たさない者については、必要に応じて補講等を行い再評価することとする。 (2) 免除科目 免除要件は認めません。
8 募集時期	コースにより異なる
9 受講資格	介護サービスに従事することを希望する者で、ハローワークより受講を勧められた方
10 受講定員	20名

11 受講手続	ハローワークにて受講申込を行ないます。申込締切後に面接等により選考を行ない、本人に通知します。原則として受講手続完了後の本校が認める理由以外による取り消しは認めません。
12 授業料・実習費等	<p>受講料：無料</p> <p>テキスト代：6,600円（税込）</p> <p>実習関連費用：検便代 770円、実習先への交通費実費</p>
13 補講方法及び取扱等	<p>(1) 補講方法</p> <p>基本的に欠席は認めません。但し、やむを得ない事情があると認められたものについては、初任者研修時間数の概ね1割を上限として許可します。</p> <p>欠席した場合は、以下のいずれかの方法で補講を行います。</p> <p>① 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別に対応する</p> <p>② 同時期に開講している同課程の別の研修で受講する</p> <p>③ 欠席した項目の時間数が、別紙6で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、レポートを提出することをもって出席とみなす</p> <p>なお、上記の補講を受けることができるのは、修業年限の8ヶ月以内とします。</p> <p>(2) 補講費用</p> <p>上記の補講を希望する場合は、補講料はかかりません。</p> <p>(3) 修了認定の再評価</p> <p>次の修了認定において、評価基準に満たなかったため再評価を希望する場合は、1回に限り再評価を受けることができます。</p> <p>① 「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」</p> <p>② 筆記試験による修了評価</p> <p>(4) 再評価の受験料</p> <p>上記の再評価を希望する場合は、無料で受験することができます。</p>
14 研修の延期・中止、苦情等に対する対応	<p>(1) 研修の延期</p> <p>不慮の事態が発生した場合、事業者は研修を延期し別日程を設けることができます。</p> <p>(2) 研修の中止</p> <p>不慮の事態が発生した場合、事業者は研修を中止し解約する事ができます。運営再開の見通しが無い場合は、テキスト代を全額返金することとします。</p> <p>なお、受講申込者が4名未満の場合も同様とします。</p>

	<p>(3) 苦情受付</p> <p>苦情窓口を設け、その都度対応する。</p> <p>苦情窓口：特定非営利活動法人 かくれんぼ</p> <p>名古屋市中村区名駅南1-23-17 笹島ビル7階</p> <p>電話 052-414-4675</p> <p>FAX 052-414-4676</p> <p>担当 加古 諭</p>
15 個人情報の取扱い	<p>受講者の個人情報に関しては連絡、受講業務などの為のみに使用します。外部に情報が流出しないように厳重に管理し、他に提供することはありません。</p> <p>また、受講生が取り扱う実習先の利用者等の個人情報についても、外部に情報が流出しないように守秘義務を徹底します。</p>
16 研修修了者の名簿の管理	<p>修了者名簿は当校で永年保管いたします。また、研修修了後、愛知県知事に提出します。提出された名簿は愛知県で管理されます。</p>
17 本人確認	<p>受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ・ 住民基本台帳カード等の提示 ・ 在留カード等の提示 ・ 健康保険証の提示 ・ 運転免許証の提示 ・ パスポートの提示 ・ 年金手帳の提示 ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示
18 その他	<p>受講の取り消し</p> <p>(1) 退学 受講者が退学しようとするときは、退学届けを提出すること。</p> <p>(2) 退学処分 受講生で、下記に該当する者においては、これを退学させることが出来ることとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 素行不良で改善の見込みがないと認められる者 ② 正当な理由なくして出席が常でない者 ③ 講座運営の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者